

第十回国会 厚生委員会 議 録 第二十四号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事直 四郎君 理事金子與重郎君

理事福田 昌子君

大石 武一君 高橋 等君

堀川 恭平君 清藤 唯七君

岡 良一君 堤 ツルヨ君

松谷天光光君

出席國務大臣

厚生大臣臨時代理 保利 茂君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

(事務局次長) 慶松 一郎君

(厚生事務官) 木村忠二郎君

(社会局長) 高田 正巳君

(児童局長) 山口 正義君

厚生技官(公衆衛生局長) 山本 正世君

委員外の出席者

厚生事務次官 宮崎 太一君

厚生事務官 高田 浩運君

(人臣官房総務課長) 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

五月十二日

委員竹村泰良一君辞任につき、その補欠として江崎一治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員堀川恭平君辞任につき、その補欠として生田和平君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員丸山直友君辞任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として丸山直友君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事柳原三郎君の補欠として金子與重郎君が理事に当選した。

同日

丸山直友君が理事に補欠当選した。

五月十七日

生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三号)

検疫法案(内閣提出第一七四号)の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

児童福祉関係経費の特別補助に関する陳情書(熊本県本県児童福祉審議会委員長福田令壽)(第七二二号)

国立大久保病院移転に関する陳情書(神戸市兵庫区議会議長細見達蔵)(第七二〇号)

る陳情書(第一回和歌山県紀北地区児童福祉大会代表者及和歌山県民生部長福井栄一)(第七二三号)

同(前橋市群馬県児童福祉審議会委員長阿部善太郎)(第七二四号)

同(茨城県那珂郡那珂町長代理佐藤栄作)(第七二九号)

同(前橋市群馬県社会福祉協議会会長阿部善太郎外二十七名)(第七三六号)

同(静岡県児童福祉審議会委員長小塩保八)(第七三七号)

職はつて遺族に対する補償に関する陳情書(東京都千代田区三年町一番地日本遺族厚生連盟会長長島銀蔵)(第七四二号)

同(愛知県春日井市医師会会長島居弘之)(第七四五号)

外地引揚齒科医師の免許に関する陳情書(東京都千代田区神田小川町一丁目三番地地団法人日本齒科医師会長佐藤運雄)(第七四六号)

を本委員会に送付された。

本日の本議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

生活保護法の一部を改正する法律案

同(内閣提出第一七二号)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三号)

検疫法案(内閣提出第一七四号)

医師法、歯科医師法及び事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)(予)

厚生住宅に関する件

〇松永委員長 これより会議を開きます。

まず、理事並びに遺家族、傷痍軍人等の援護に関する小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。理事並びに該小委員でありました丸山直友君が一昨五月十六日に、理事でありました柳原三郎君が去る三月二十八日に、該小委員でありました堀川恭平君が去る五月十四日に、それ〴〵委員を辞任されまして、現在理事及び遺家族傷痍軍人等の援護に関する小委員会は、それぞれ二名欠員いたしておりますので、その補欠選任を行いたいと存じますが、選任の手續に關しましては、先例により委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇松永委員長 御異議がなければ、丸山直友君、金子與重郎君を理事に、丸山直友君、堀川恭平君を遺家族傷痍軍人等の援護に関する小委員に、

〇松永委員長 次は、検疫法案、児童福祉法の一部を改正する法律案、生活保護法の一部を改正する法律案及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、以上四法案を一括して議題とし、審査に入ります。まず保利厚生大臣代理より趣旨の説明を聴取したいと存じます。保利厚生大臣臨時代理。

検疫法案

検疫法

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 検疫(第四條—第二十三條)

第三章 検疫所長の行うその他の衛生措置(第二十四條—第二十七條)

第四章 雑則(第二十八條—第四十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国内に常在しない伝染病の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に關してその他の伝染病の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

(検疫伝染病)

第二條 この法律において「検疫伝染病」とは、コレラ、ペスト、発

いんチフス、痘、及び黄熱をいふ。

第三節 検疫を行く港（以下「検疫港」という。）及び検疫を行く飛行場（以下「検疫飛行場」という。）は、政令で定める。

第三章 検疫

（入港等の禁止）

第四條 左に掲げる船舶（以下「外国から来航した船舶」という。）の長（長に代つてその職務を行ふ者を含む。）以下同じは、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れたてはならない。但し、検疫を受けるため、第八條第一項に規定する検疫区域又は同條第三項の規定により指示された場所に入れた場合は、この限りでない。

一 外国を航行し、又は外国に寄港して来航した船舶

二 航行中に、検疫伝染病が現在流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で指定する

外国の地域を航行し、又はその地域に寄港した他の船舶（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶

2 外国を航行し、又は外国に寄港して来航した航空機（以下「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代つてその職務を行ふ者を含む。）以下同じは、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該航空機を検疫飛行場以外の国内の飛行場に着陸させ、又は着水させなければならない。

第五條 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出してはならない。但し、検疫所長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第六條 検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港又は検疫飛行場に置かれてゐる検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）の長に、検疫伝染病の患者又は死者の有無その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

（航空機内の虫類の駆除）

第七條 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させるまでに、当該航空機内の虫類の駆除を行わなければならない。

（検疫区域）

第八條 船舶の長は、検疫を受けようとするときは、当該船舶を検疫区域に入れなければならない。

2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫区域に入れなければならない。

3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。）が、当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従ふなければならない。

4 第一項及び第二項の検疫区域は、厚生大臣が、運輸大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに一以上を定め、告示する。

（検疫信号）

第九條 船舶の長は、検疫を受けるため当該船舶を検疫区域又は前條第三項の規定により指示された場所に入れた時から、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、厚生省令の定めるところにより、当該船舶に検疫信号を掲げなければならない。船舶が港内に停泊中に、第十九條第一項の規定により仮検疫済証が失効し、又は同條第二項の規定により仮検疫済証が失効した旨の通知を受けた場合において、その失効又は失効の通知の時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検疫済証若しくは仮検疫済証の交付を受けるまでの間も、同様とする。

（検疫の開始）

第十條 船舶等が検疫区域又は第八條第三項の規定により指示された場所に入つたときは、検疫所長は、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検疫を開始しなければならない。但し、日没後に入つた船舶については、日出まで検疫を開始しないことができる。

（書類の提出及び呈示）

第十一條 検疫を受けるに當つては、船舶等の長は、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検疫済証の失効後に受ける検疫にあつては、検疫所長から求められた場合に限り。

2 検疫所長は、船舶等の長に對して、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。

一 乗組員名簿
二 乗客名簿
三 積荷目録
四 航海日誌又は航空日誌
五 その他他検疫のために必要な書類

（質問）

第十二條 検疫所長は、船舶等の長その他船舶等に乗つてゐる者に対して、必要な質問を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

（診察及び検査）

第十三條 検疫所長は、検疫伝染病につき、船舶等に乗つてゐる者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、船舶等にある死体（死胎を含む。）の解剖を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

（汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置）

第十四條 検疫所長は、第四條第一項第二号の規定に基き政令で指定する地域を航行し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫伝染病の患者又は死者があつた船舶等、検疫伝染病患者若しくはその死体、又はベスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるおそれる族が発見された船舶等、その他検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断され限度において、左に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 検疫伝染病患者（検疫伝染病の病原体保有者及び検疫伝染病の疑似症を呈している者を含む。）以下同じを隔離し、又は検査官をして隔離させること。

二 検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある者を停留し、又は検査官をして停留させること。

三 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検査官をして消毒させ、又はこれらの物であつて消毒によりがたいものの廃棄を命ずること。

四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の定めるところに従い、検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体（死胎を含む。）の火葬を行うこと。

二

五 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこれらの物の移動を禁止すること。

六 検疫官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。

七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせること。

2 検疫所長は、前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに應ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫港又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

(隔離)

第十五条 前條第一項第一号に規定する隔離は、検疫所に設けられた隔離室に收容して行う。但し、痘そう又は発しんチフスの患者については、これらの患者を收容する施設を有する病院にその收容を委託して行うことができる。

2 検疫所長の許可を受けた場合の外、何人も、被隔離者が收容されている場所に出入し、又はその場所から物を運び出してはならない。

3 検疫所長は、被隔離者のうち、検疫伝染病の患者については、その者が治癒したときは、検疫伝染病の病原体保有者については、その者が病原体を排出しなくなつたとき、検疫伝染病の疑似症を呈している者については、その症状が消え、又は検疫伝染病の症状でないことが判明したときは、直ちに、隔離を解かなければならない。

の者が病原体を排出しなくなつたとき、検疫伝染病の疑似症を呈している者については、その症状が消え、又は検疫伝染病の症状でないことが判明したときは、直ちに、隔離を解かなければならない。

(停留)

第十六条 第十四條第一項第二号に規定する停留は、收容期間を定め、検疫所に設けられた停留室に收容して行う。但し、やむを得ない場合には、船舶の長の同意を得て、船舶内に收容して行うことができる。

2 前項の收容期間は、各検疫伝染病につき、それぞれ左に掲げる時間をこえてはならない。

一 コレラについては、百二十時間

二 ベストについては、百四十四時間

三 発しんチフスについては、三百三十六時間

四 痘そうについては、三百三十六時間

五 黄熱については、百四十四時間

3 同一の場所に数人を收容した場合において、被收容者のうちから検疫伝染病患者又は検疫伝染病による死者が発生したときは、他の被收容者の收容期間を延長することができる。

4 前項の規定により延長される收容期間は、各検疫伝染病につき、延長の時からそれぞれ第二項に掲げる時間とする。

5 前條第二項の規定は、被停留者

が收容されている場所について準用する。

(検疫済証の交付)

第十七条 検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、検疫済証を交付しなければならない。

(仮検疫済証の交付)

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の時間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。この場合において、検疫所長は、検疫伝染病の病原体に汚染したおそれのある者が停留されないものに対して、健康状態に異状を生じたとき、保健所その他の医療機関について診察を受けるべき旨その他検疫伝染病の予防上必要な事項を指示することができる。

(仮検疫済証の失効)

第十九条 仮検疫済証の交付を受けた船舶等に、前條の規定により定められた期間内に、検疫伝染病患者又は検疫伝染病による死者が発生したときは、当該仮検疫済証は、その効力を失う。この場合において、当該船舶等の長は、直ちに、その旨をより検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。)に通報しなければならぬ。

2 仮検疫済証を交付した検疫所長

は、当該船舶等について更に第十四條第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めるときは、前條の規定により定めた期間内に限り、当該仮検疫済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検疫所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により仮検疫済証が失効した場合において、当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるときは、第一項の通報を受けた検疫所長又は当該仮検疫済証を交付した検疫所長は、当該船舶等の長に対し、当該船舶等を検疫区域若しくはその指示する場所に入れ、又は港外若しくは飛行場外に退去させるべき旨を命ずることができる。

(証明書の交付)

第二十條 検疫所長は、第十四條第一項第六号の規定により、検疫官その他適当と認める者をして船舶についてねずみ族の駆除を行わせた場合において、当該船舶の長から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

2 検疫所長は、第十四條第一項第七号の規定により予防接種を行い、又は検疫官その他適当と認める者をしてこれを行わせた場合において、当該予防接種を受けた者から求められたときは、これに関する証明書を交付しなければならない。

(緊急避難)

第二十一條 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の

長は、急迫した危険を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に入れ、又は検疫飛行場以外の飛行場に着陸させ、若しくは着水させた場合において、その急迫した危険が去つたときは、直ちに、当該船舶を検疫区域若しくは検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。)の指示する場所に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由により当該船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させることができないときは、船舶等の長は、もよりの検疫所長、検疫所がないときは保健所長に、検疫伝染病患者の有無、発航地名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた検疫所長又は保健所長は、当該船舶等について、検査、消毒その他検疫伝染病の予防上必要な措置をとることができる。

4 第二項の船舶等であつて、当該船舶等を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどない旨の検疫所長又は保健所長の確認を受けたものについては、当該船舶等がその場所にとどまつている限り、第五條の規定を適用しない。

5 前三項の規定は、国内の港以外の海岸又は飛行場以外の場所において航行不能となつた船舶等につ

いて準用する。

6 検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危険を避けるため、やむを得ず当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出した者があるときは、直ちに、もよりの保健所長又は市町村長に、検疫伝染病患者の有無その他厚生省令で定める事項を届け出なければならぬ。

(軍用艦船等の検疫)

第二十二條 外国の軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、別に法律で定める。

(海上保安庁の船舶等に関する特別)

第二十三條 海上保安庁の船舶その他海上における犯罪の予防、鎮圧及び捜査又は海上における被疑者の逮捕に関する業務に従事する船舶が、その業務に關して第四條第一項第二号に該当するに至つた場合における当該船舶の検疫については、政令で特別の規定を設けることができる。

2 前項の政令においては、保健所長をして検疫業務に従事させる旨の規定を設けることができる。

第三章 検疫所長の行方その他の衛生措置

(応急措置)

第二十四條 検疫所長は、検疫を行うに當り、当該船舶等内に、伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一條第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病で検疫伝染病以外のもの患者若しくは

死者を發見したとき、又は当該船舶等がこれらの伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めるときは、検疫官その他適當と認める者をして、診察、消毒、ねずみ族又は虫類の駆除等その予防に必要な応急措置を行わせなければならない。

(ねずみ族の駆除)

第二十五條 検疫所長は、検疫を行うに當り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていないと認めるときは、当該船舶の長に對し、ねずみ族を駆除すべき旨を命ずることができる。

2 検疫所長は、検疫を行うに當り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていないと認めるときは、当該船舶の長から求められたときは、それぞれその旨の証明書を交付しなければならない。

(申請による検査等)

第二十六條 検疫所長は、船舶又は航空機の所有者又は長が、政令の定めるところにより手数料を納めて、当該船舶若しくは航空機に對する検疫伝染病の病原体の有無に關する検査、消毒、若しくはねずみ族若しくは虫類の駆除、その乗組員等に対する診察若しくは予防接種、又はこれらの事項に關する証明書の交付を求めたときは、当該船舶等における検疫業務に支障のない限り、これに應ずることができる。

2 検疫所長は、外国に行こうとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、検疫伝染病に關する診察、病原体の有無に關する検査、若しくは予防接種又はこれらの事項に關する証明書の交付を求めたときは、当該船舶等における検疫業務に支障のない限り、これに應ずることができる。

る者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、検疫伝染病に關する診察、病原体の有無に關する検査、若しくは予防接種又はこれらの事項に關する証明書の交付を求めたときは、当該船舶等における検疫業務に支障のない限り、これに應ずることができる。

(検査港等における応急の衛生措置)

第二十七條 検疫所長は、伝染病予防法第一條第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、検査港又は検査飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、検査官その他適當と認める者をして、当該区域内にある船舶若しくは航空機又は当該区域内に設けられてゐる施設、建築物その他の場所について、ねずみ族若しくは虫類の駆除、消毒若しくは消毒を行わせ、又は当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その旨を關係行政機関の長に通報しなければならない。

第四章 雜則

(検疫官)

第二十八條 この法律に規定する事務に従事させるため、厚生省に検査官を置く。

(立入権)

第二十九條 検疫所長及び検査官は、この法律の規定による職務を行うため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場所に立ち入ることができる。

行つた必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場所に立ち入ることができる。

(権限の解釈)

第三十條 この法律の規定による検査所長及び検査官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(制服の着用及び証票の携帯)

第三十一條 検査所長及び検査官は、この法律の規定による職務を行うときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 検査所長及び検査官の制服は、厚生大臣が定める。

(実費の徴収)

第三十二條 検査所長は、左に掲げる場合においては、船舶等の所有者又は長から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

一 第十四條第一項第三号、第四号又は第六号に規定する措置をとつたとき。

二 船舶等の乗組員に對して第十四條第一項第一号又は第二号に規定する措置をとつたとき。

2 検査所長は、船舶等に乗つてくる者で乗組員以外のものに對して、第十四條第一項第一号又は第二号に規定する措置をとつた場合においては、その者から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

3 検査所長は、前二項の規定により実費を負担しなければならない

者が、経済的事情により、その実費の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、その全部又は一部を徴収しないことができる。

4 前三項の規定は、第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により、検査所長又は保健所長が必要措置をとつた場合に準用する。

(費用の支弁及び負担)

第三十三條 第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により保健所長がとる措置に要する費用は、当該保健所を設備する都道府県又は市が支弁し、国庫は、政令の定めるところにより、これを負担しなければならない。第二十三條第二項の規定に基き政令の規定により、保健所長が検疫業務に従事する場合においては、これに要する費用についても、同様とする。

(検疫伝染病以外の伝染病についてこの法律の準用)

第三十四條 外国に検疫伝染病以外の伝染病が発生し、これについて検疫を行ななければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を與えるおそれがあるときは、政令で、伝染病の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該伝染病について、第二章及びこの章(次條から第四十條までを除く。)の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留のための收容の期間については、当該伝染病の

潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができず。

(罰則)

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者

二 第十一條第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者

三 第十二條の規定による質問に対し、虚偽の答弁をした者

四 第十三條の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四條第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四條第一項第五号の処分に違反した者

七 第二十四條の規定により検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九條の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十九條第一項の規定に違反した者

三 第十九條第三項の規定に基く命令に違反した者

四 第二十一條第一項若しくは第二項(同條第五項において準用する場合を含む)又は同條第六項の規定に違反した者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定に基く命令に違反した者

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十條 第三十四條の場合において

ては、当該政令で準用する規定に係る前四條の罰則の規定もまた、準用されるものとする。

(省令委任)

第四十一條 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 海運検疫法(明治三十二年法律第十九号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に検疫所長が連合国最高司令官の承認を得て交付した自由交通許可証又は條件付交通許可証は、それぞれこの法律の規定により検疫所長が交付した検疫済証又は仮検疫済証とみなす。

4 この法律の施行の際現に継続中の検疫については、なお、従前の例による。その検疫に関する違反行為に対する罰則の適用については、同様とする。

5 第三項の規定は、前項の検疫について交付された自由交通許可証又は条件付交通許可証に準用する。

6 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(国内航空運送事業令の一部改正)

7 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第三十九條から第四十一條までの規定」を「同法第三十九條及び第四十條の規定」に改める。

8 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 検疫法(昭和二十六年法律第九号)第十三條第二項の規定により解剖する場合

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十号を次のように改める。

三十 検疫法(昭和二十六年法律第九号)の規定に基き、検疫区域を定めること。

第九條第一項第十一号及び第二十條第一項中「海運及び空港」を「港及び飛行場」に改める。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。

ときは、後見人とする。以下同じ。」「を「親権を行う者、後見人」に改める。

第十一條第二項中「必要な注意を與える」を「専門的技術に基いて必要な指導を行う」に改め、同條第四項を次のように改める。

児童福祉司は、第二項の職務に關し、児童相談所長の指揮監督を受ける。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條之二 児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する者の中から、これを任用しなければならない。

一 厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、心理学、教育学又は社会学を専修する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に準ずる者であつて、児童福祉司として必要な学識経験を有するもの

第十二條第二項中「児童福祉司」の下に「又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事」を加える。

「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。

第十五條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 児童の一時保護を行うこと。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項第一号及び第二号の業務を行うことができる。

第十六條第四項中「相談又は鑑別」を「業務」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。

所長は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神衛生に關して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧大学令に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

三 二年以上児童福祉司として勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として

勤務した者

四 前各号に準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの

判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同條第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

第一章中第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 福祉事務所は、この法律の施行に關し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集团的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所所長（以下「福祉事務所所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十八條の三 保健所は、この法律の施行に關し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童及び妊産婦の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必

要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に關し、必要な助言を與えること。

第二十一條の次に次の二條を加える。

第二十一條の二 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童（身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、同法第十六條第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第二十一條の三 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義し、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することが出来る。

都道府県知事は、必要があるときは、前項に規定する補装具の交付又は修理に代えて、その購入又は修理に要する金銭を、本人又はその扶養義務者が負担することのできる額を控除して支給することが出来る。

第二十二條中「市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を」を「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認めるときは、その妊産婦を」に改める。

第二十三條中「市町村長は、保護者が、」を「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、それぞれその管理する福祉事務所の所管区域内における保護者が」に改める。

第二十五條中「児童相談所又はその職員を」を「福祉事務所又は児童相談所」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 福祉事務所所長は、前條の規定による通告又は第二十六條第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について必要があることを認めるときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 第二十七條の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の社会福祉主事に指導させること。

三 第二十二條から第二十四條ま

での措置を要すると認める者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十六條第一項前段中「前條の規定による通告又は少年法第十八條第一項の規定による送致を受けた児童」を「第二十五條の規定による通告を受けた児童、前項第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦」に改め、同項後段を削り、同項に次の二號を加える。

三 前條第二号の措置が適當であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 第二十二條から第二十四條までの措置を要すると認める者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十七條第一項中「少年法第十八條」を「少年法第十八條第一項」に改め、同項第二号中「児童福祉司」の下に「社会福祉主事」を加え、同項第三号中「里親（保護者のない児童又は保護者に監護せられる児童を養育することを希望する者であつて、不適当であると認められる児童を養育すること）」の下に「若しくは都道府県知事が適當と認める者」をいう。以下同じ。）の下に「若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護せられる児童が不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預り、又は自己のものに通わせて、保護し、その性能に

応じ、独立自治に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。
以下同じ。を加え、同項に次の一号を加える。

四 家庭裁判所の審判に付すること
が適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

第二十七條第三項中「親権者があるときは」を「親権を行う者（第四十七條第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は後見人があるときは」に、「その親権者」を「その親権を行う者又は後見人」に改め、同條に次の三項を加える。

第一項第三号の保護受託者に委託する措置は、あらかじめ、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定めて、これをとらなければならない。

都道府県知事は、委託の期間が満了したときは、更に、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定めて、児童の保護を保護受託者に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更し、又は前項の措置をとる場合には、児童相談所長の意見を聞かなければならない。
第二十七條の二中「又は児童相談所長」を削る。
第二十八條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改める。
第三十條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改め、同

條第三項中「児童相談所」の下に「福祉事務所」を加え、同條第四項中「里親」の下に「保護受託者」を加える。

第三十一條本文中「厚生大臣又は」を削り、同條但書を次のように改める。

この場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第三十二條に次の一項を加える。
都道府県知事又は市町村長は、第二十二條から第二十四條までの措置をとる権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四條の規定による親権喪失の宣告の請求は、同條に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三條の三 児童相談所長は、親権を行う者及び後見人のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し後見人の選任を請求しなければならない。

第三十三條の四 児童の後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五條の規定による後見人の解任の請求は、同條に定める者の外、児童相談所

長も、これを行うことができる。

第三十四條第三項を削る。
第三十九條第一項中「その乳児又は幼児」を「保育に欠けるその乳児又は幼児」に、同條第二項中「その他の児童」を「保育に欠けるその他の児童」に改める。

第四十三條中「指導」を「指導又は援助」に改める。

第四十五條中「並びに里親の行う養育」を「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」に改める。
第四十六條第一項中「及び里親」を「里親及び保護受託者」に改め、同條の次に次の一條を加える。
第四十六條の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長からこの法律の規定に基づく措置のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十七條を次のように改める。
第四十七條 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、命令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八條を次のように改める。
第四十八條 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

教護院の長は、前項の教科に關する事項については、文部大臣の勅告に従わなければならない。
第二項の証明書は、学校教育法により設置された各学校と対応する教育課程について、各学校の長が授與する卒業證書その他の證書と同一の効力を有する。但し、教護院の長が第三項の規定による文部大臣の勅告に従わないため、当該教護院における教科に關する事項が著しく不適当である場合において、文部大臣が厚生大臣と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院については、この限りでない。

第五十條中第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十一條の三の措置に要する費用

第五十條中第六号の次に次の一号を加え、第七号中「入所に要する費用」を「入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。）に要する費用」に、「入所後の保護」を「入所後の保護又は委託後の養育」に改め、第八号中「相談及び鑑別」を「相談、調査、判定及び指導」に改める。

六の二 都道府県知事が、第二十二條及び第二十三條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（四の設置する助産施設又は母子療に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

第五十三條の二中「第五十條第六号若しくは第七号」を「第五十條第六号から第七号まで」に改める。
第五十六條第一項中「第五十條第六号及び第七号」を「第五十條第五号の二（第二十二條の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号から第七号まで」に、同條第二項中「児童福祉司」を「児童福祉司、社会福祉主事」に改める。

第四十條中第五十六條の次に次の二條を加える。
第五十六條の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、第三十五條第二項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九條第一項の規定により設立された社会福祉法人又は民法第三十四條の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく措置を必要と

する児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六條及び第五十八條に規定するものの外、左の各号に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果あげのために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

国庫は、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六條の三 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付条件に違反したとき。

二 詐欺その他の不正な手段をも

つて、補助金の交付を受けたとき。

三 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

第五十九條の次に次の二條を加える。

第五十九條の二 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第五十九條の三 町村の福祉事務所の設置又は廃止により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の措置権者がした処分その他の行為は、変更後の措置権者がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第七十一條 次のように改める。

第七十一條 都の区に存する区域においては、当分の間、第八條第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二十四條中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と読み替えるものとし、且つ、同條の措置に関する費用については、第

五十六條第一項及び第二項中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と、第五十一條及び第五十六條第三項中「市町村」とあるのは、これを「都」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十八條、第五十六條の二及び第五十六條の三に関する改正規定並びにこの法律の附則第七項の規定は、公布の日から施行し、この法律の附則第七項の規定は、同年四月一日から適用する。

（この法律の施行による措置権者の変更に関する準用規定）

2 第五十九條の三の規定は、この法律の施行により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合に準用する。

（社会福祉事業法附則第七項に関する特例）

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務局長とみなす。

（児童福祉司に関する経過規定）

4 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第十一條の二の規定により任用された児童福祉司とみなす。

（児童相談所の所長に関する経過規定）

5 この法律の施行の際現に任用されている児童相談所の所長については、第十六條の二第二項の規定

は、適用しない。

（関係法律の廃止）

6 教育所に在る孤児の後見職務に関する法律（明治三十三年法律第五十一号）は、廃止する。

（予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正）

7 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第六号中「第五十條第二号」を「第五十條第一号及び第二号」に、「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号まで及び」に、「及び第五十五條」を「第五十五條及び第五十六條第三項」に改め、同條に次の一号を加える。

八 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）第五條及び第七條（住血吸虫病に関する部分を除く）

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「雜則（第八十一條―第八十四條）」を「雜則（第八十一條―第八十六條）」に改める。

第十九條 次のように改める。

（実施機関）
第十九條 都道府県知事、市長及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に

関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、左に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

三 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 第三十條第一項但書の規定により被保護者が收容された場合においては、その收容の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者の收容前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。

6 福祉事務所を設置しない町村の

長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所所長（以下「福祉事務所所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所所長にその旨を通報すること。

二 第二十四條第六項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三 保護の実施機関又は福祉事務所所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。

四 保護の実施機関又は福祉事務所所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

第二十一條中「社会福祉主事の設置に関する法律（昭和二十五年法律第百八十二号）を社会福祉事業法に改める。

第二十二條中「市町村長」を「保護の実施機関、福祉事務所所長」、「市町村長及び社会福祉主事」を「これらの者」に改める。

第二十四條第一項及び第四項中

「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

6 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

第二十五條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項に規定する保護を行わなければならない。

第二十六條第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第二十九條中「市町村長」を「保護の実施機関及び福祉事務所所長」に改める。

第三十條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に、同條第一項中「民法第三十四條の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）」を「社会福祉法人」に改める。

第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第四十七條第一項及び第四十八條第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十一條中「市町村長」を「保護の実施機関又は福祉事務所所長」に改める。

第六十二條第一項、第三項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十三條中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項及び第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第七十條から第七十三條までを次のように改める。

（市町村の支弁）
第七十條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九條第一項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する左に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）
ロ 第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第二項の規定により被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ 第三十條第一項但書の規定

により被保護者を適当な施設に收容し、又はその收容を適当な施設若しくは私人の家庭に委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 この法律の施行に伴い必要となる人件費

六 この法律の施行に伴い必要となる事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）
第七十一條 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九條第一項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 この法律の施行に伴い必要となる人件費

六 この法律の施行に伴い必要となる行政事務費

第七十二條 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する

九

保護費、保護設備事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならぬ。

3 町村は、その長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護設備事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならぬ。

(都道府県の負担)

第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護設備事務費及び委託事務費の十分の一

二 宿所提供施設又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十八條に規定する母子寮にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護設備事務費及び委託事務費の十分の一

三 市町村が支弁して保護施設の設備費の四分の一

第七十五條 国は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護設備事務費及び委託事務費の十分の一

二 市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の二分の一

2 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前條第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十六條第一項中「市町村長」を「保護の実施機関」に、同條第二項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改める。

第七十七條第一項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、同條第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第七十八條中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改める。

第八十條及び第八十一條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第八十二條を第八十四條とし、以下順次二條ずつ繰り下げ、第八十一條の次に次の二條を加える。

(町村の一部事務組合)
第八十二條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)
第八十三條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関が変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前

に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一條から第四十三條まで及び第四十五條の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第八十三條の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

4 第四十一條の改正規定の施行の際現に認可を受けて保護施設を設置する公益法人が、引き続きその保護施設を設置するときは、昭和二十七年五月三十一日までは、その保護施設は、この法律による改正後の第四十一條に基いて認可された保護施設とみなす。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 身体障害者福祉司(第九條、第十二條)」を「第三節 福祉の機関(第九條、第十二條)」に、「第三章 更生保護施設の設置(第二十七條、第三十四條)」を「第

三章 身体障害者更生保護施設(第二十七條、第三十四條)」に、「第四章 費用(第三十五條、第三十七條)」を「第四章 費用(第三十五條、第三十七條の二)」に改める。

第四條中「身体上の障害のため職業能力が損傷されている」を「身体上の障害がある」に改める。

第五條第一項中「この法律に基いて国又は地方公共団体が設置する」を削り、「身体障害者更生指導施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「義肢要具製作施設」を「補装具製作施設」に改める。

第六條第四項中「意見を具申することが出来る」を「意見を具申し、及び第二十五條に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることが出来る」に改める。

「第三節 身体障害者福祉司」を「第三節 福祉の機関」に改める。

第九條及び第十條を次のように改める。

(身体障害者福祉司)
第九條 都道府県は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という)に、身体障害者福祉司を置かなければならない。

2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。

3 身体障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という)の命を受けて、身体障害者

の福祉に関し、左に掲げる業務を行うものとする。
一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第十一條の二第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行うこと。

4 身体障害者福祉司の置かれていない福祉事務所の長は、前項第二号の業務については、都道府県の身体障害者福祉司(当該福祉事務所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條第二項の市の設置するものであつて、その設置する他の福祉事務所に身体障害者福祉司が置かれていないときは、その身体障害者福祉司)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 身体障害者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十條 身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生保護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学におい

て、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

第十一條中「前二條に規定する身体障害者福祉司の事務の処理及び」を削り、「更生相談」を「更生援護」に改め、同條に次の二項を加える。

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うところとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

第十一條の次に次の一條を加える。

（福祉事務所）

第十一條の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じ、この法律に定める福祉の措置を受けるように指導すること。

二 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに附随する業務を行うこと。

2 福祉事務所長は、前項第二号に掲げる業務を行うに当つて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

第十二條を次のように改める。

（協力機関）

第十二條 福祉事務所を設置しない町村（特別町を含む）の長は、当該町村の区域内に居住地を有する身体障害者の更生援護について、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「援護の実施機関」という。）又は福祉事務所長の行う事務に協力しなければならない。

第十五條第一項に次の但書を加え、同條第四項中「その申請者が第四條前段の規定に該当すると認めるときは」を「その障害が別表に掲げらるるものに該当すると認めるときは」と改め、同條第五項中「その申請者が、第四條前段の規定に該当しないと認めるときは」を「その障害が別表に掲げらるるものに該当しないと認めるときは」と改め、同條第六項中「身体障害者」を「身体障害者手帳の交付を受けた者」に改める。

但し、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。）が代つて申請するものとする。

第十五條中第七項を第十項とし、第六項の次に次の三項を加える。

7 身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満十五歳に達したとき、又は本人が満十五歳に達する

き、又は本人が満十五歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなつたときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

8 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

9 前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

第十六條第一項を次のように改め、同條第二項（第三号を除く）中「身体障害者」を「身体障害者手帳の交付を受けた者」に、同項第一号中「第十八條の規定による調査の結果、その障害が」を「本人の障害が」に改め、同項第二号中「調査」の下に「又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の二第一項の規定による調査」を加える。

身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

條第三項中「当該身体障害者」を「前項の通知を受けた者」に、同條第四項中「当該身体障害者」を「第二項の通知を受けた者」に改める。

第十八條第一項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、同項第三号中「都道府県」を「当該地方公共団体」に改め、同條第二項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に、同項第三号中「都道府県」を「当該地方公共団体」に改め、同條第三項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 市長及び福祉事務所を設置した町村の長は、身体障害者につき、第十六條第二項各号に掲げる事由があるとき、その旨を都道府県知事に通告しなければならない。

第十九條中「第二十七條第三項」を「第二十七條第二項若しくは第三項」に、「市町村」を「都道府県若しくは市町村」に、「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改める。

第二十條第一項中「都道府県知事は、身体障害者から申請があつたときは」を「援護の実施機関は、その管理する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する身体障害者から申請があつたときは」に改め、同條第二項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改める。

第二十一條第一項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改め、同條第二項中「都道府県知事」を「援護の実施機関」に改める。

域」に改める。

第二十五條第一項から第三項までの各項目中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第三章 更生援護施設の設置を「第三章 身体障害者更生援護施設」に改める。

第二十七條中第四項を第五項とし、第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

第二十八條に次の二項を加える。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉事業法第六十條第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七條第四項、第六十條第二項及び第六十六條の規定を適用する。

第二十九條を次のように改める。

（肢体不自由者更生施設）

第二十九條 肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者を收容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設とする。

第三十條中「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「中途失明者」を「失明者」に改める。

第三十二條を次のように改める。

（補装具製作施設）

第三十二條 補装具製作施設は、補

聴器、義肢、車椅子等身体障害者に必要な補装具の製作又は修理を行う施設とする。

第三十五條から第三十七條までを次のように改める。

(市町村の支弁)

第三十五條 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 第九條の規定により市町村が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

二 第十三條、第十四條、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用

三 第二十七條第三項及び第五項の規定により、市町村が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の支弁)

第三十六條 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用

二 第九條の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

三 第十一條の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第十三條から第十五條まで、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

五 第二十七條第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の負担)

第三十七條 都道府県は、第三十五條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

(国の負担)

第三十七條の二 国は、第三十五條及び第三十六條の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用並びに前條の規定により都道府県が負担する費用について、左に掲げるものを負担する。

一 第三十五條第一号並びに第三十六條第一号及び第二号の費用については、その十分の五

二 第三十五條第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

三 第三十六條第三号及び第五号の費用のうち、その設置に要する費用についてはその十分の五

四 第三十五條第二号及び第三十六條第四号の費用のうち、第十三條から第十五條まで、第十八條及び第二十一條第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十條の行政措置に要する費用についてはその十分の八

條及び第二十一條第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十條の行政措置に要する費用についてはその十分の八

五 前條の規定により都道府県が負担する費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その三分の二

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第三十九條中「身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設」を「第二十七條第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設」に改める。

第四十條第一項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項とし、同項中「前二項」を「前項」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十二條 削除

第四十三條中又は都道府県知事を「都道府県知事又は市町村長」に改め、「都道府県知事のした処分については厚生大臣に、」の下に「市町村長のした処分については都道府県知事に、」を加える。

第四十三條の次に次の一條を加える。

(援護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第四十三條の二 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第四十四條に見出しとして「(租税その他公課の非課税)」を加える。

第四十六條第三号を削る。

第四十七條中「左の各号の一に該当する者は、」を「詐欺その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、」に改め、第一号及び第二号を削る。

別表第一号1中「屈伸異常」を「屈折異常」に、第四号中「肢切断又は肢体不自由」を「肢体不自由(肢切断を含む)」に改める。

附則

第四十三條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

(町村の一部事務組合)

第四十三條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合においては、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

條に関する部分を除く。の規定は、同年六月一日から施行する。

2 第四十三條の二の規定は、この法律の施行により援護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

4 この法律の施行の際、現に任用されている身体障害者福祉司は、第十條の規定により任用された身体障害者福祉司とみなす。

5 第四十六條及び第四十七條の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

6 社会福祉事業法の一部改正(社会福祉事業法の一部改正)第二條第二項第三号中「身体障害者更生指導施設」を「し体不自由者更生施設」に、「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、同條第三項第三号中「義し要具製作施設」を「補装具製作施設」に改める。

第五十八條第二項中「同條第二項第一号」を「同條第三項第一号」に改める。

附則第十五項中「社会事業法」を「社会事業法又は身体障害者福祉法」に改める。

附則に次の一項を加える。

(公益質屋を経営する者の経過規定)

27 この法律の施行の際、現に従

前の公益質屋法第一條第二項の規定により認可を受けて公益質屋を経営している公益法人は、昭和二十七年五月三十一日まで、同法の適用については、社会福祉法人とみなす。

○予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」と、「第三十五條第二号及び第三号」を「第三十五條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

○保利國務大臣 ただいま議題となり
ました各案につきまして、提案の理由を申し上げたいと存じます。

まず、検疫法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。
從來検疫は、海港検疫法及び航空法に基き航空検疫規則によつて実施されてきたのでありますが、終戦後は、これらの法令の施行は事実上停止せしめられ、これにかわりまして、総司令部より同章が出され、この同章に基いて総司令部によつて実施されて来たのであります。しかしながら昨年の二月、この検疫業務の実施責任は、わが国に委譲せられ、わが国の検疫官の手によつて行われるようになりましたが、現行の海港検疫法及び航空検疫規則の規定には、最近の諸外国の検疫制度と比較して改めるべき点が多く、また国際間の自由交通場裡に復帰する日も近く予想されますので、政府といたしましては、その改正に鋭意研究を進めまして、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

法案の内容をいたしましては、第一に、外国から来航した船舶または航空機は、まず検疫港または検疫飛行場に於て検疫を受けた後でなければ、国内の港または飛行場において他と交通し、または物を搬出することができないという規定を規定いたしております。これは從來のよう、検疫を受けた場合のほか、特殊の手續をふめばいづこの港または飛行場においても他と交通し、または物を搬出することができるといふ制度では、外国から検疫伝染病が国内に侵入することを防遏するために万全を期せられないからであります。

第二に、検疫を受けて、検疫済証の交付を受けた船舶等は、爾後特別の事情のない限り、国内のいづこの港または飛行場にも自由に入出入りすることができると規定いたしております。これは、一港検疫主義と申しまして、今回の改正にあたり、諸外国の例を範にとり、從來の制度を改めました主眼点であります。すなわち從來は、多港検疫主義と申しまして、港がかわるたびごとに、新しく検疫を受けなければならなかつたのでありますが、防疫技術の進歩した今日におきましては、これほどまで厳重にする必要はないと認められるのでありまして、船舶または航空機の運航経済上も、從來のごとき制度は不必要な損失をこうむらせることにもなりますので、今回改正することとしたのであります。

第三に、仮検疫済証の交付という制度を、新たに設定いたしましたのであります。

ですが、これは一応検疫をいたしましたし、発航地の衛生状態等から勘案して、おそらく検疫伝染病の侵入のおそれがないであろうと認められる場合には、船舶等の運航経済の点を考慮に入れたまひて、一定の条件のもとに仮検疫済証を交付し、一応他との交通及び物の搬出を許可し、もし検疫伝染病が発生する等の事故があるならば、ただちにその効力を失わせるという制度であります。

この法案は、以上の諸点を骨子といたしまして、その他に、検疫港または検疫飛行場の指定、検疫の開始から検疫済証を交付するまでのいづこの手續、緊急避難を行つたときの措置、検疫官等に関する規定を設けてあります。

この法律の施行につきまして要する費用は、検疫が国家事務であります關係上、全額国庫で負担いたすことになつております。

以上が本法案の提案理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられますよう希望申し上げます。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、この三月制定を見ました社会福祉事業法において、社会福祉事務所の制度が創設せられまして、児童福祉行政についても、第一線機関として働くことになりましたため、これと從來の児童福祉の機関との活動領域の調整、その他児童福祉法自体の規定中二、三の点を改正しようとするものであります。

明いたしました、第一点としては、ただいま申し述べました社会福祉事務所及び社会福祉主事に対し、一定の児童福祉行政事務を行わせることであります。

第二点は、法人の設置する児童福祉施設に対して、その修理、改造、拡張または整備に要する費用に対して補助する道を開くことであります。

第三点は、身体に障害のある児童に對して、保健所長が相談に応じ、必要な療育の指導を行ふほか、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いす等の補装具を交付し、もしくは修理することができるとすることです。

第四点は、児童福祉施設の長の親権の規定を整備いたしますとともに、児童相談所長が、家庭裁判所に對して親権の喪失及び後見人の選任または解任の請求をすることができるようになることです。

第五点は、児童の事後補導の万全を期するため、義務教育を終了した児童を預かつて保護し、自立に必要な指導をすることを目的とする保護受託者の制度を設けようとするものであります。

最後の改正点は、教護院の教科に関する事項について、教護院の目的の特殊性にかんがみて、教護院の長が文部大臣の勧告の範圍内で必要な学科教育ができるような規定にしようとするものであります。

以上が、児童福祉法の一部を改正する法律案のおもな改正点に相なつておる次第であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

次に、生活保護法の一部を改正する法律案について、その理由を御説明申し上げます。

本法律案を提案いたします理由は、さきに制定公布せられました社会福祉事業法の中に規定されております福祉に関する事務所の設置に伴ひまして、生活保護法の実施においても、これに對應し、保護の実施機関及び費用等に関する規定を改める必要が生じたからであります。

本法案のおもな改正点を申し上げます。

第一は、保護の実施機関に関する事項であります。現在市町村長が保護の実施機関とされておりますが、福祉に関する事務所の設置に伴ひまして、保護の実施機関を、福祉事務所を管理するところの都道府県知事及び市町村長としようとするものであります。

第二は、福祉事務所を設置しない町村の長の協力義務に関する事項であります。このような町村長は保護の実施機関でなくなるわけでありまして、保護の実施機関が行う保護事務の執行を適切ならしめるために、緊急の場合これにかわつて保護を行ひ、かつまた一定範圍の事項についてこれに協力すべきものとすることにしようとするものであります。

第三は、費用の支弁に関する事項であります。現在保護費等の支弁は、市町村が行ふものとされておりますが、保護の実施機関が変更されることに對應しまして、保護費等の支弁もまた保護を行う都道府県または市町村がこれを行うものとしようとするものであります。

第四は、費用の負担に関する事項であります。その一は、現在保護費等に

ついで、市町村及び都道府県が、それぞれ一割ずつを負担しているのであり、これを保護費を支弁した都道府県または市町村がそれぞれ二割を負担し、八割を国が負担することとしようとするものであります。その二は、現在居住一年未満の被保護者に対しては、都道府県がその保護費等の二割を負担することとなつておりますが、市町村と都道府県とが同等の立場で保護費等を支弁することとなる関係上、このような居住期間による負担率の差別扱いを撤廃しようとするものであります。

第五は、保護施設に関する事項であります。現在保護施設は、都道府県、市町村以外に、公益法人が設置し得るものとなつておりますが、社会福祉事業法によつて、社会福祉法人なる特別法人がつくられることになつたのにかんがみまして、社会福祉法人のみがこれを設置し得ることしようとするものであります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ御審議をお願いいたす次第であります。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の提案の理由について御説明申し上げます。

以下本法案の内容について、その要点を概略申し上げますと、第一に、身体障害者更生支援の実施機関は、従来都道府県知事となつておりましたが、これを改め、社会福祉事業法により設置された福祉に関する事務所を管理するところの都道府県知事、市長及び町村長としたのであります。

第二に、身体障害者福祉司、身体障害者更生相談所、福祉事務所等、身体障害者の更生支援の業務に従事する末端現業機関の所掌事務を明確にするのと同時に、それら相互の関係を調整した点であります。

第三に、本法は十八歳以上の身体障害者を対象として更生支援措置を講じているのでありますが、今回十八歳未満の身体障害児童についても、児童福祉法により、各種の更生支援措置を講ずることとしたのであります。また、身体障害者手帳については、更宜本法により交付することとしたのであります。

以上が本法案の要点であります。何とぞ御審議の上御可決せられんことをお願いいたす次第であります。

○松永委員長 引続き山口公衆衛生局長から、検疫法案について、大臣の説明の補足説明を聴取したいと存じます。山口公衆衛生局長。

わかれておりました。第一章は総則、第二章は検疫、第三章は検疫所長の行うその他の衛生措置、第四章は罰則、それに附則がついておるのでございます。

まず第一章の総則——第一條は、この法律の目的をうたつておるのでございます。この法律の目的は二つございまして、第一は、検疫を実施することによりまして、検疫伝染病が国内に侵入して来るのを防止することとでございます。第二は、検疫所長が行うその他の衛生措置によりまして、検疫伝染病以外のその他の伝染病の予防を行うこととでございます。ここで検疫と申しますのは、外国から来航いたしました船舶、航空機につきまして、ただいま申し上げました目的を達成いたしますために行われますところの書類の検査、あるいは診察、病原体の検査、消毒、あるいは風族昆虫類の駆除、隔離、停留、予防接種等の措置をいうのでございます。

第二條は、本法の対象となります。検疫伝染病についての規定でございます。この法律においては取扱います検疫伝染病と申しますのは、国際衛生規約に従いまして、コレラ、ペスト、発疹チフス、痘瘡、黄熱を取扱うようにいたしておるのでございます。

第三條は、検疫を実施いたします港についての規定でございます。これは検疫を実施いたします港を政令で定めるようにしておりますが、その定めする基準は、一応入港船舶の実績、それから防疫的の見地、この二つからきめて行きたい、そういうふうな考えでおります。

第二章は、さきほど申し上げましたように検疫に関する事項でございます。第四條から第二十三條まででございます。

第四條は、入港の禁止でございます。これはさきほど大臣から御説明申し上げましたように、従来は検疫施行港に入つたもののだけ成規の検疫をいたしまして、そのほかの港に入りまするときは、特別な事情のない限りそのまま入港する。伝染病が発生しているような場合には、その土地の当該官憲に報告して、その指揮を受けるというふうになつておつたのでございますが、そのようなやり方を、検疫を実施しない港に船が来ることを認めて、そこでは特殊の手続をふめば検疫を受けたと同様な効果を與えるというような制度は、検疫港を設ける必要性も、あるいは伝染病の国内侵入を完全に防遏するということ、あるいはひいては検疫ということ自体をも否定するようなものになるのであります。従つてこの考えを排しまして、新しく今回は、第四條に掲げてございまして、外国からわが国に参ります船舶は全部一応、検疫を実施いたします港に参りました検疫を受けなければならぬというにとしたのでございます。第二項は航空機についての規定でございます。本條に違反いたしました場合には、十萬元以下の罰金という罰則がついております。

第五條は、検疫の根本規定でございます。外周から来航した船舶または航空機につきましては、その長が検疫済証あるいは仮検疫済証——これは後に申し上げますが——、これらの交付を受けた後でなければ、何人も船舶あるいは航空機から、上陸したりあるいは物を陸揚げしたりすることができないという規定でございます。但し、その乗客、乗組員のうちに、虫垂炎患者のうちに、非常に火急を要するような患者が乗つておつた場合には、検疫所長の特別の許可を受けて、そういう許可証をもち上陸することができるといふことになつております。本條の規定に違反いたしました場合には、一年以下の懲役または十萬元以下の罰金という罰則がついております。

第六條は、検疫前の通報でございます。船舶などの長は、あらかじめ検疫港あるいは検疫飛行場に近づきましたときは、無電あるいは信号などで通報をするといふこととでございます。これは検疫所において準備態勢を整えさせるために、そういう措置をとらせるわけでございます。

第七條は、航空機についての虫類の駆除でございます。これは主として黄熱を媒介いたします特殊な蚊の侵入を防止いたしますために、検疫飛行場に着く前に虫類の駆除を行うといふこととでございます。船舶は検疫区域を陸岸から四百メートル以上離れて設けまうので、かが飛んで入るという心配はございせんから、船舶についての規定はないわけでございます。

第八條は、検疫区域についての規定でございます。これは検疫能率の点と、港内あるいは飛行場の汚染を防止いたしますために、検疫を受けようとするときは、一定の区域に入つて、そこで検疫を受けなければならぬといふこととしておるのでございます。その検疫区域を定めます場合に

は、厚生大臣が運輸大臣と協議して定めることになつております。第三項に、天候その他の理由、たとえば天災とか、地震などのために、どうしても定められた検疫区域に入るこゝとができないという場合には、臨時に検疫所長が指定した場所に入つて、そこで検疫を受けるということになるのであります。その場合には、検疫所長は、その港の港長と協議してきめようということにいたしております。

第九條は、検疫信号に関する規定でございます。これは検疫をしてほしいという検疫の要求と、それからほかの船に対して、この船はまだ検疫が済んでいないのであるということを示す注意のために、信号を掲げさせることにしてあります。定めて、定められた場所に入つた時から検疫済証を受けますまでの間、晝の間は黄色い旗を前橋頭に掲げておく、夜は紅白二燈を上下に連繫させて掲げておくということにしてあります。この規定に違反した場合には、五千円以下の罰金という罰則がついておるのであります。

第十條は、検疫開始のことに關する規定でございます。これは、船舶などが検疫区域に入り、または陸上の天災地変などがあるという特別なやむを得ない理由のある場合を除き、ただちに検疫を開始しなければならないという規定でございます。ただ、日没後は検疫をしないということになつております。これは、夜間は危険を伴いますことと、乗客の睡眠を妨げるということから考へて、船舶についての夜間の検疫は実施しないということになつております。

但し、伝染病が発生してあるときとか、あるいは小型船舶の場合、あるいは公務上特に緊急を要するといふようなときには、夜間も行ふやうになつております。航空機につきましても、夜間も検疫を実施するのでございます。

第十一條以下は、検疫の具体的な規定になるのであります。第十一條は、書類の提出及び呈示に関する規定でございます。これは、検疫を受けますに際しまして、船舶などの長は、検疫所長に對しまして、明告書を提出しなければならぬのであります。明告書と申しますのは、そこに書いてございまして、船舶等の名称あるいは登録番号、発航地名、寄航地名、その他省令で定めます幾つかの事項がございまして、それを記載した明告書を提出しなければならぬのであります。この明告書という制度は、検疫にあたりまして、的確な判断を下す基礎資料となりますと同時に、検疫を早急に終了させ得るという利点がございまして、この制度を設けてあるのであります。なお、第二項におきましては、明告書以外に、そこに掲げましたような書類の提出または呈示を求めることができるという規定でございます。本條の規定に違反した場合には、六箇月以下の懲役または五万円以下の罰金という罰則がついておるのであります。

第十二條は、船舶に乗つてゐる者に対する質問に関する規定でございます。検疫所長は、船舶に乗つてゐる者に対して質問を行い、あるいは行はせることができるといふ規定でございます。虚偽の答弁をいたしました者に対しては、六箇月以下の懲役または五万円以下の罰金という規定がついておるのであります。

第十三條は、船舶に乗つてゐる者に対する診察、あるいは船舶に対するいろいろな検査についてでございます。この診察並びに検査に對して拒否をした者、あるいは妨害をした者に対しては、六箇月以下の懲役、五万円以下の罰金という罰則がついておるのであります。

第十四條は、健康な船舶についてすべての船舶に對する規定でございます。第十四條は、検疫伝染病の汚染しているもの、あるいは汚染した疑いのある船舶に對する措置でございます。必要があるとき認められた場合には、そこに掲げてございまして第一項の措置をとることができるとございまして、第一号は患者を隔離すること、第二号は病室に接触したと思われる者を隔離すること、第三号は消毒、第四号は死体の火葬、第五号は物の使用禁止、第六号は鼠、昆虫の駆除、第七号は予防接種といふこととございまして、この措置に對して拒否したり、妨害したり、忌避した者に対しては、一定の罰則がついておるのであります。

第十五條は、先ほど申し上げました第十四條第一項第二号の、接触者の停留に關する規定でございます。この患者隔離あるいは接触者の停留に關する命令に違反した場合には、やはり一定の罰則がついておるのであります。

第十六條は、先ほど申し上げました第十四條第一項第二号の、接触者の停留に關する規定でございます。この患者隔離あるいは接触者の停留に關する命令に違反した場合には、やはり一定の罰則がついておるのであります。

第十七條は、検疫済証の交付でございます。検疫所長が検疫を実施いたしました結果、伝染病がその船あるいは航空機によつて国内に搬入される心配がないと認めましたときには、検疫済証を交付するわけでございます。

第十八條は、先ほど大臣が御説明申し上げました仮検疫済証の交付でございます。これは絶対百パーセント安全とまでは行かないけれども、大体十中八、九は大丈夫だろうといふようなときには、一定の條件をつけまして、許可証を與えるわけでございます。

第十九條は、その一定の監察期間内に伝染病が発生した、あるいはそのほかの事故が起りました場合には、その検疫済証の効力が失効するといふ規定でございます。第二十條は、船舶のねずみの駆除などを行つた場合に、それに対して証明書を交付するといふ規定でございます。証明書を交付する第一項は鼠の駆除でありまして、第二項は、予防接種をやりましたときには、予防接種をつたといふ証明書を與える、こゝういふ規定でございます。

第二十一條は、緊急避難の場合でございます。緊急避難を避けるために、やむを得ず船舶が国内の港に入り、あるいは飛行場に着陸せるといふような場合には、検疫施行港あるいは検疫実施飛行場であつてもさしつかえない。そういうやむを得ない急迫した危険を避けるといふやうな場合には、規定でございます。

在のわが国の置かれております状態から考へまして、これは講和條約の締結された後に、別にきめなければならぬと思ふのであります。

第二十三條は、海上保安庁の船舶などに對する特例でございます。これは密入国者などのありました場合に、一々検疫を実施する港まで連れて行くことができないといふやうな場合の特例を規定してあるのであります。

以上が成規の検疫に関する規定でございます。検疫伝染病を對象としたものであります。第三章は、検疫伝染病以外の伝染病に對する措置、あるいはねずみの駆除といふやうなことに對しての規定でございます。第二十四條は、検疫伝染病以外の伝染病が発生したとして、まだ国内法の適用を受けないといふやうな場合に對して、應急的に検疫所長が伝染病予防の措置を講ずるといふ規定でございます。

第二十五條は、健康な船舶についてのねずみの駆除でございます。これはねずみが繁殖しておりますと、一たび病原体が船舶に入りますと、爆発的に発生いたしますので、あらかじめねずみの駆除を行はせるといふ場合でございます。行はなくてはならないといふやうな状態の場合には、免除証明書、あるいは行つたといふやうな場合には施行証明書といふ証明書を提出することとでございます。

で定めた手数料を納めさせるというところになっております。その額はまた検討中でございます。

第二十七條は、港地区におきまするいろいろの清掃、あるいは風族昆虫の駆除というような、伝染病予防上必要であるという措置につきまして、特別な場合に検査所長がその措置を講じ、あるいはまた港の区域内で労働に従事しております者につきまして、健康診断をやつたり、虫類の駆除を行わせるというような規定でございます。

第四章は雑則でございます。第二十八條が検査官という職名に関する規定でございます。

第二十九條は立入り権限についての規定。

第三十條は、この法律による検査所長及び検査官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないという権限解釈でございます。

第三十一條は検査に従事する者の制服あるいは証票についての規定でございます。

第三十二條は、検査に際しましてとりました措置に対する実費の徴収規定でございます。

第三十三條は、緊急避難の場合にとつた措置の費用の支弁のことでございます。

第三十四條は、検査伝染病以外の伝染病について、この法律を適用する場合の規定でございます。外国に非常な検査伝染病以外の伝染病が発生して、それが国内に持ち来たされるおそれ非常に多いというような場合に、特別にこの法を適用するという規定でございます。

第三十五條から四十條までは先ほどから申し上げました罰則に関する規定でございます。

第四十一條は、省令委任に関する規定でございます。

附則につきましては、本法を制定していただきますのつきまして、他の法令との関係、あるいは経過規定などを規定してあるのでございまして、この法律の施行期日は、本法を施行いたすということになりますれば、世界各国に周知させる必要がありますので、一定の期間を設ける必要上、二十七年の一月一日から実施したいというふうなことでございまして、一応逐條的に御説明申し上げます。

○松永委員長 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について質疑の通告がございまして、これを許します。岡委員。

○岡(眞)委員 児童福祉法に直接関係はないけれども、しかし、ごく特別な環境にある子供たちのことで、今は医務局の方で取扱つておられますので、久下さんに少し御意見を承りたいと思ひます。と申しますのは、全国合せてわずかに二百名足らずの子供たちだと思ひますが、国立療養所に附設されてる保育所にいる子供たちであります。長島の愛生園や、栗生の楽生園等に四、五十名ずつおりますが、これは今どういふふうな形で子供の保育をやつておられるのか、予算の数字、施設の内容等についてお話を聞きたいと思ひます。

○久下政府委員 具体的数字をたたいま手元を持つておりませんので、後刻数字をもつてお答えしたいと思ひますが、この施設のごく概要についてだけ、本日お答え申し上げておきたいと思ひます。

私から申し上げるまでもなく、養育者で療養所に入所しております子供につきましては、いろいろ社会的な環境の問題もあつて、また一面には、病といふ疾病の発病が、他の疾病と違つて、そう急激でありませぬので、それらの事情もあり、養育所といたしましては、患者に準じて、これら入所中の患者の子供を養育いたしておるのでございまして、従つて、筋から申しますれば、療養所として本来やるべき仕事でないようにも考へるのでありますけれども、ただいま申し上げました通りに、こうした子供をい生活との順応は必ずしもうまく行かないような事情もございまして、一面におきましては、感染しているかどうかといふことが、なか／＼判然といたしませんし、いつまた病が發病するとも限らないという懸念も若干はあります。それと同時に、その親との関係なども考慮いたしまして、お話の通り、ごく少数ではありますけれども、国立の療養所で患者の子供を養育いたしておるのであります。大体的な考へ方はこういう筋に基きまして、患者に準じた取扱ひをいたしておるのでございまして、もちろん療養所の中に施設を持つておりますが、これらの子供は、いわゆる患者とは全然分離いたしまして、私も患者の汚染地帯と申しておりますが、患者が出入をいたします場所と区画いたしまして、これらの子供の収容施設を持つておるのでございまして、

ごく大体的な考へ方だけ申し上げましたが、後刻資料を差上げることにしたいと思ひます。

○岡(眞)委員 事情は御存じの通りだと思ひますが、何しろ養育する可能性が非常に多い。栗生療養所の統計では、やはり三割ぐらい病が發生するといふふうなことを聞いて参りました。が、そういうふうなわけで、厳密な健康管理といふか、病気の發生のための予防ないし観察、追究といふことは、相当綿密でなければならぬといふことを私も考へるのであります。

なお行つてみますと、子供たちに、一週間に日をきめて親との面会を許しておるようです。嚴重な消毒のものと許しておりますが、物心ついた子供たちは、親に会うことをあまり好まない。親の方では一目でも見たといふう、まことに両方どちらの言ひ分を聞いていいかわからないといふふうな氣の毒な悲痛な立場に親子がおるわけがあります。それから学校教育もやつておりますが、小さい施設ではあるが、六・三制の義務教育もやつております。それからやはり一人前になれば結婚もさせてやらなければならぬし、あるいはまた職業もつけてやらなければならぬといふので、職業指導などもやつておりますが、やはり安全地帯であるといつても、療養所の附屬施設であるといふふうなところから、心快く社会が迎え入れてくれないといふうなことも、實際においては起つておるといふので、そういう不安も少からずある。そういういろいろの條件を考へた場合、わずかな子供たちではあります。が、まことに氣の毒な、ほんとうに氣の毒な立場にいる子供たちのこ

とでもあるし、これはやはりあつて、そこに置かないで、どこか一括して、そして乳児院でもあり、保育所でもあり、また職業指導もやり、教育もやる。せめて何かそういう統一ある一貫された施設で、なおかつ健康管理については専門的な立場からやつて行くといふようなもので、あれを栗生にも置けば、長島にも置くといふふうにはしないで、何か特別に国としてこれを一括收容して、乳児にも、あるいは幼児としても、保育なり教育なり、職業指導、健康管理についてめんどろを見やる、こういうふうなことでございまして、やらなければ、あの人たちの将来というものは、まことに氣の毒なまづ暗なものだと思ひますが、あなたは率直にどうお考へになりますか。

○久下政府委員 ただいまお話の通りであります。私たちいたしまして、この子供たちが健全に大きく育つて行けるようにしてやりたいといふことは、常々念願をいたしておるものであります。ただ先ほど申し上げましたように、従来の経路から申し上げますと、普通の一般の養護施設等に收容いたしますことは、必ずしもその子供のためにも適當でない。と申しますのは、いろいろどこから来たといふようなことがわかります。非常な迫害を受けた人なからくる例も過去にあつたやうであります。いきなりそういった施設に入れることも、なか／＼むずかしい事情もありまして、やむを得ず実は療養所の中で世話をしていただくのであります。実は最近、今ちよつと名前を失念をいたして申訳ないのでありますが、横浜にある某財団法人

とでもあるし、これはやはりあつて、そこに置かないで、どこか一括して、そして乳児院でもあり、保育所でもあり、また職業指導もやり、教育もやる。せめて何かそういう統一ある一貫された施設で、なおかつ健康管理については専門的な立場からやつて行くといふようなもので、あれを栗生にも置けば、長島にも置くといふふうにはしないで、何か特別に国としてこれを一括收容して、乳児にも、あるいは幼児としても、保育なり教育なり、職業指導、健康管理についてめんどろを見やる、こういうふうなことでございまして、やらなければ、あの人たちの将来というものは、まことに氣の毒なまづ暗なものだと思ひますが、あなたは率直にどうお考へになりますか。

と考へておられますが、実はこの法案を
疫法案のようなものが漸次できて来る
ということは、まことに喜ばしいことと
C. 丸山委員 諸君を前に控えまして
ようやく日本の自主性の上に立つた検

今手に入れ、今御説明を聞いたので、詳しくまだ内容を検討しておるひまがないわけでございますが、さつき船舶は四百メートルを離して繋留するとい

法律の中にあるのでございますか。
○山口(正)政府委員　ただいまお尋ねの点は、この法案の中にはございませんで、これは黄熱の流行しております。

ような土地では、そういう措置がとられておりますので、そういうふうに申し上げましたが、わが国ではそういう措置はとっておりません。

○丸山委員 さようにいたしますと日本では四百メートル離して繋留するということは、行われないことになるわけですか。

○山口(正)政府委員 さようでございます。

○丸山委員　そうしますと、さつきの第七條の虫の駆除の点につきまして、船は四百メートル離すから、かが飛んできて、どつちと、ううううな活だつ

たのですが、四百メートル離さない
たのですが、四百メートル離さない
で、ただちに繋留した場合には、どう
いうことになりましようか。

○山口(正)政府委員 先ほど検査鑑地

の点を御説明申し上げましたか。杉原
 鑑地は、岸壁から相当距離を離れたと
 ころに設定いたしましたので、そこで検疫
 を実施いたしますので、かが飛んで来
 る心配はないということを申し上げます。

した。飛行場につきましては、そういう隔絶したところを設定することが困

難でございますので、航空機についてだけ、そういう特別な措置を設けたというのを申し上げたのであります。

○丸山委員 さようにいたしますと、その検査施設なるものは、どのくらい離れたところにお設けになる御意向でございますでしょうか。

○山口(正)政府委員 これは大体港の外に設ける予定でございます。

○丸山委員 港の外と申しますと、ただいま想定せられておられますのは、陸地からどのくらい離れた場所ということになるのでございましょうか。

○山口(正)政府委員 大体、港域の外でございまして、海岸から一キロ以上は離れておるといふふうに存じております。

○丸山委員 私ども、まだ詳しい数字はたまだここに持つておりませんが、かと申しますものは、上下に飛びます距離というのは非常に少ないのであります。水平移動の距離というものは非常に大きいのであります。風の強いによりまして、一里以上の移動距離を持つておるといふようなことは、実際数字に出ておるはずであります。そういうような場合に、昆虫の駆除というように、そういうような距離で完全に防止できる、従つて船舶に対しては虫の駆除は行ないたいのだ、こういうふうなお考えを続けて行かれて、さういふかえございせんでしょうか。

○山口(正)政府委員 御説のように、非常に遠く飛ぶ場合もあるかと存じます。大体普通の場合には四、五百メートルというふうに行われております。国際飛行上も大体四、五百メートル

ル以上離しておれば、いいというふうなことになるのであります。そういう措置をとりたいと考えております。

○丸山委員 かの水平移動距離が四百メートルもしくは五百メートルという数字は、私は実は出ておらぬと思ひます。これは一応御調査になつていただきた。ただいまこれを修正したいとかなんとかいふ意味で申し上げておるのではございせんか、これから自由貿易のようになりなす場合には、南方等に相当の交通があると思ひます。その場合に、かといふものは今伝染病の媒介者としてのウェットがだんだん重くなつて来ている現状でございすから、この点について、もう少し考慮したいと思ひますので、場合によりましたら、今まで調査した実際の数字があるはずでございすから、それをお調べくださつて、お出しを願ひたいと思ひます。

それから第十四條に、汚染したおそれある者を停泊するといふ字が使つてあるでございす。この「停泊」といふ字の、ほんとうの意味はどういう意味でございせんか。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘いただきました第一の点につきましては、検査区域の設定等につきまして十分注意をいたして参りたいと存じております。

第二の「停泊」といふ意味でございす。これは病室に接触したおそれのある者を一定の場所に收容いたしまして、さうして他との交通を制限いたしまして、その間の健康状態を観察する、さういふ意味でございす。

○松永委員長 次に、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。通告順により、丸山直友君。

○丸山委員 この法律は、いわゆる医薬分業に関する法律といふ名前ですが、普通呼ばれておるわけではございす。大体医薬分業といふことを考えられまして基本となつたものは、アメリカの薬剤師協会の使節団が日本へ参らされて、日本政府に対して勧告書並びに報告書といふものを出された、それがきっかけになつておると考へるのであります。しかし政府におかれる分業に開しますお考えは、これを可とするか否とするかといふことに開しましては、前国会及び前々国会等の質疑答へにおいて明瞭になつておりました。うに、これに開しては、いいとも悪いとも政府は考へておらない。後になりましてからは、臨時医薬制度調査会ができたから、その結果等になつて考へる、さういふ御答へがございました。

で、政府としては何らのこれに対する御意見はなかつた、私は考へられるのでございす。このアメリカの使節団の勧告書と申しますものは、たしか昭和二十四年の九月十三日に、サムス准将から渡されたと思へるのであります。昭和二十四年の九月十三日から最近に至るまで、つまり臨時医薬制度調査会の報告書が二十六年の二月二十八日に出るまでは、政府としては医薬分業が可であるとか否であるとかいふことに開する決定的なお考えはまだきまつたか、かように解釈してさういふかえございせんでしょうか。

○久下政府委員 お尋ねの点につきましては、私からお答を申し上げます。

お話の通り、医薬分業の問題が最近の問題となりまして、アメリカ薬剤師使節団の勧告書によるものであるものであります。この勧告を受けまして、政府といたしまして、部内において、受けました直後からいろいろ「話合いはいたしておつたのでございす。が、別段、明白な結論までは到達をしなかつたのであります。さうして、さういふうちに、私どもの承知いたします限りにおきましては、昨年の一月になりまして、関係方面から医師会、歯科医師会、薬剤師協会の三者に對しまして、この種の問題は専門の職能を持つておる関係の三団体の間におきまして自主的に話合をして、何らかの解決点を見出すのが適當であらうといふような示唆があつた模様でありました。関係の三団体は、いわゆる三志会といふものをつくりまして、数箇月にわたりまして話合いがあつた模様でございす。しかしながら、その結果は、結局何らの結論も得ることなく、いわゆるものわれに終つたように承知いたしておるのであります。昨年の四月ごろであつたと記憶しておりますが、関係方面から厚生大臣に直接話合いがございまして、この問題を検討いたしますために、厚生省に調査会を設けて検討をしてみたかどうかといふような話がありまして、さういふ調査会が設立したもので、さういふ調査会の設立に着手をいたしたわけではございす。しかしながら、この調査会の構成あるいは任務等につきまして、いろいろな紆余曲折がありまして、なかなか結論に到達いたさなかつたのであります。さういふ五月下旬になりまして、大体の見通しを得まして、それから具体的な委員の人選等に着手を

し、昨年の八月七日に臨時診療報酬調査会、臨時医薬制度調査会という二つの調査会を、厚生大臣の諮問機関として設けまして、審議を続けて参つたのであります。政府といたしましては、さういふ手続によりまして、医薬分業につきまして、これを可とするか、あるいは否とするかといふようなことにつきまして、慎重に各方面の専門家の御意見を伺つて、その上で措置しようといふのが、昨年春ごろから今日に至るまでの一貫した考へであつたのでございす。もちろんさかのぼりますれば、私から申し上げるまでもなく、医薬分業の問題は、明治の初年頃から、政府の方針としては、医薬の分業をやるべきである、薬剤師は調剤に専念をし、医師、歯科医師は治療に専念をするといふ行き方であるべきであるといふ原則を示しまして、その後機会あるごとに、政府の当事者によりまして、いつかは医薬分業をすべきである、医薬分業になることが原則であるべきであらうといふような意思の表明はされて参つておるのであります。

なおこの問題は、御承知の通りたびたび話題に上り、相当大きな議論の種となつて参つたのであります。が、明治初年の原則はさうであるが、例外的に医師、歯科医師及び獣医師は自由調剤ができるのであるといふような建前を、今日まで続けて参つて来たわけではございす。先ほど申し上げました再調査会は、設置後非常に熱心な審議を続けていたが、本年の春二月に、医薬分業をなすべきであるといふ答申が参りましたので、先ほど申しましたような態度である厚生省といたしましては、この調査会の答申を尊重い

たしまして、その線に沿つて法律案をつくり、御提案をいたしました次第でございます。

お尋の点に直接びつたり行つておりますかどうか、懸念をいたしますが、以上御質問に対してお答えを申し上げます。

○丸山委員 ただいまの久下次長の御説明によりますと、政府の考えは、最初から医薬分業をなすべきものであるということであつたのだ、こういうお話であります。実はただいま速記録を持つて来ておりませんので、日も覚えておりませんが、たしか前国会であつたと思ひますが、森本総務課長は、政府としては、分業を可とするか否とするかということについては、きまつた意見はないのである、今臨時医薬制度調査会が開かれて、それに諮問しておるから、その意見によつて政府はこれから考へるのであるという御答弁を、確かに承つておるのであります。ただいまの御答弁と多少食い違いがあると思ひますが、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 私が申し上げた意味は、原則としては医薬分業をすべきであるという方針がきまつたということだけでございまして、もちろん先ほど来申し上げておりますように、例外的に医師及び歯科医師、獣医師の調剤を認めて行くということは、政府といたしまして、従来これを是としてやつて参つたのであります。従つて結果的に申しますれば、医薬分業をしてないというのが、政府の方針であると思ひてよろしいのでありますけれども、私が申しましたのは、くどいようでございますが、原則としては医薬分

業に進むべきであるという意思が、伝統的に表明されておりますことを申し上げたにすぎないのであります。

○丸山委員 原則としては認めておつた、しかしこれをやるかやらないかという点に關しては、決定的の御意見はまだなかつた、臨時医薬制度調査会の答申をまつて、初めて御決定があつたというふうに解釈できる御答弁であつたわけでありまして、さういふにいたしますと、昭和二十四年の九月十三日にサウス准将から渡された使節団の報告書並びに勧告書というものが政府の手元にあつて、しかもそれを渡されるときには、たしか注文がついておるはずだと思ひます。日本側においておのこの勧告書を綿密に研究し、この國に適用して益ありと思はれるものについては、これを実行に移すことを希望するといふことがついておつたわけでありまして、従つて、政府としては、この勧告書、報告書に対しては、無關心ではなく、綿密に研究を進められておつたものと考へられるのであります。しかるに、なおそれを研究せられても、政府としては、分業を行うことがいかに悪いかといふことの決定的な御意見はできなかつたわけでありまして、この二月二十八日に、臨時医薬制度調査会の報告があつたときに、初めてそこで御決心がついた、こういうわけでありまして、さうしますと、臨時医薬制度調査会、臨時診療報酬調査会の考へ方をそのまゝのみにせられ、その後別に研究を進められなかつた、こういうふうに解釈してよろしいのでございませうか。

○久下政府委員 先ほど申し上げましたように、確かにお話の通り、この勧

告書を渡されますときに、十分日本側において研究をし、適當とするものは実行に移すようにといふ注意のありましたことは、事実でございますし、私も政府といたしまして、この勧告を受けまして、先ほども御指摘を得たように、研究をいたしておつたのでございまして、そのやさき、関係方面から三志会において自主的に検討するよ

うにといふような話のあつたことも承知いたしましたので、その間は、その三志会の結論を見守つておるといふうな態度であつたのであります。しかしながら、これはわずか三箇月ほどの間でございまして、結論が出ませんでしたので、調査会を設立をし、そこで研究するといふ態度をとつたわけでありまして、これは決して調査会の言ひになるという厚生省の考へ方ではないのでございまして、御承知の通り、この両調査会には、厚生省の関係職員も委員として出席をしておりまして、必要の都度、それ／＼厚生省としての考へ方も委員会において発言をいたしておるよ

うな次第でございまして、従つて私も私どもとしては、くどいようでありま

しませんが、勧告書を政府に出して、綿密にこれを研究して、日本の國に適用するものは、あるいは益ありと思はれるものは実行に移すよ

うにといふことは、あるいは益ありと思はれるものは実行に移すよ

うにといふことは、あるいは益ありと思はれるものは実行に移すよ

まするが、漏れ承るところによりまして、この二つの調査会に出された資料といふものは、政府から出されたものが一番少かつた、ほとんどこれを参考とするほどの資料は出なかつたといふふうに聞いておりますが、さういふ事実があつたでせうか。

○久下政府委員 調査会に提出いたしました厚生省の資料は、お話の通り枚数におきましては、必ずしも多かつたとは思へないと思ひます。しかしながら、臨時診療報酬調査会の答申にもございまして、厚生省の資料も、日本医師会から提出した資料も、あるいは日本歯科医師会、薬剤師協会から提出いたしました資料も、それ／＼この答申の具体的な決定をします上に、きわめて有益なものであるといふような説明も答申の中に書いてありますし、また別紙に、時に具体的な資料の名称等もあげてありますので、あるいはごらんになつていただいておるか存じますが、さういふ意味合いにおきまして、厚生省の出しました資料が、量が少かつたがゆゑに価値がなかつたといふふうな調査会から判断を受けておるとは理解をしております。

○丸山委員 政府がアメリカの薬剤師使節団の薬事勧告書をごらんくださいまして、これは私もよく見たいと思ひまして、この中には御自分の言つておられることであるが、多少簡條によつては矛盾しておるやうな場所もあるものであります。それらの点について、大体この薬事勧告書に關して一番重く考へになつたやうな事項は、どんなやうなことを考へになつたか。もししたい資料がありまして、お聞かせ願ひたい。

○慶松政府委員 この勧告書は、おそれなくお手元にお持ちと存しますが、それはごらんになります通り、全体で相当な條項になつてございまして、四十五條からなつておると存しますが、それはまず第一に、書いてございまして通り、医師と薬剤師の仕事の分野をはつきりすること。従ひまして、そのためには病院あるいは町の薬局等の設備を完全にする。次は、薬学の教育の点におきまして、従来の日本におきまして教育をいへば、檢討されまして、その中で特に伸ばすべき点並びに改良すべき点等を書いてございまして、そのほかの点におきましては、特に最初に申しました医薬品の調剤に關しまして、調剤をする者は十分その資格を有する必要がある、並びに設備を十分に備へる必要があるという点等がございまして、なおその中には、医師法の中の医師が調剤をし得るという点、あるいは医師法の中の処方箋の交付の点につきましての改正を望んでおります。なおそのほかの点におきましては、薬局法その他日本の薬の規格を十分に改正するようという点がございまして、なお薬品の試験あるいは品質の保持について、適當なる措置が講ぜられるようという点がございまして、次に薬品の製造に關しまして、工場の施設等を完全にする、また配給、販売につきましては、大体アメリカにおける方法と同じであるが、なおそれについて研究の余地があるであろう、また病院薬局に対する基準を設定することがよろしい、あるいは薬剤師の關係の団体につきまして、病院の薬剤師の団体をつくつたらよろしかろうとか、アメリカにおきましていろいろやられております

するようになつてございまして、日本と比較されて、その中で日本において取入れたらよからうと思はれることが書いてあるのでもございまして、もちろん日本における薬の進歩が相當である、あるいは日本の病院薬局にも、なか／＼完全なものがあるというようなおほめの言葉もあるのでもございまして、大体におきましては、いろいろ／＼な、ただいま申しましたような勧告がまことに時宜を得たものであるのでもございまして、特にその中で大きな点は、やはり今日問題になつておりますやうな、医師は診断、処方箋の発行をやり、そして薬剤師の仕事は、最も優秀な医薬品を確保し、適當に貯蔵し、そして医師の処方箋によつて調剤投薬するにあるべきこと、こういうことが書いてあるのでもございまして、

なお、この勧告書につきましては、厚生省といつても十分検討いたしまして、その中におきまして、今日問題になつております医薬分業の問題以外の点につきましても、いろいろ／＼検討いたし、かつ取入れるべきものは取入れておるのでございまして、たとえて申しますれば、薬局方のごときものは、すでに今日改正をいたしまして、新しい改正された薬局方がこの三月に出版されたやうなこともございまして、また市販されております薬の検定、あるいは品質の保持のための国家によります検査のごときものも、着々やつておるのでございまして、そのために、昨年に比べて、本年におきましては、よほど薬の品質も上つて来たといふことが言ひ得るのでございまして、

なお薬剤師の教育關係につきましては、これは直接厚生省の問題ではございせん、文部省の問題でございまして、この勧告書を文部省にも手交いたしまして、その点は文部省あるいは日本薬剤師協會に設けられてございまして、薬学教育審議會等におきまして十分な検討がなされて、従来の日本の薬学においては、化学の面においてはアメリカ等に比べても劣らない、あるいはある点では進んでおるが、その他の面、たとえて申しますと、薬理學あるいは細菌學等の点においては、アメリカの方が進んでおるがゆゑに、そういう点を十分教科課程等に取入れるべきこと等が決定されておるのでございまして、また薬事審議會の内容につきましても、いろいろ／＼な勧告がございまして、その点につきましても、この組織を改め、その点についていろいろ／＼なことをやつておるのでございまして、たとえば、この中に、薬事審議會は委員の過半数が薬剤師であるようにした方がよろうというやうなこともございまして、その点は、昨年改選された審議會の委員を大体それに近いやうなことにいたしておるのでございまして、ここにもございまして、第一に大きな点は、医師の仕事と薬剤師の仕事の明確にするということ、あるいは薬学教育の改正、あるいは薬の規格の向上等にあると存じます。従ひまして、それらの各項目ごとに、私どもの方ではアメリカ側の援助によりまして、アメリカ人を派遣いたし、また私自身も派遣されまして、品質の向上、あるいは製造所の整備等につきまして、着々努力いたしておる次第でございまして、なおこれにつきましては、民間からも相

当人々を派遣いたしておりますし、またアメリカ側の技術の導入につきましても、外資委員會その他の了解を得まして、相當な程度進めておる次第でございまして、それらの点の一端といたしまして、本日問題になつておりますところの、すなわち俗に申します薬業分業の問題が取上げられておる次第でございまして、

○丸山委員 この法律は、國民の生活に重大な影響がありますので、慎重な審議を進めたいと考えております。従つて私といたしましては、これの政府提案になりましたまでの経過を、なるべく明瞭にしておきたいと考えております。しかる後に、この法案の内容について質疑を進め、委員會、臨時調査会等の内容について、またその他の半議院議員を招いて意見を伺ひたいことをとらへたいと思つておることは、政府の考えの基礎となりまして、米國使節團の案事勧告書につきまして、政府は一條々々々々に対して、どういふ経過でこの計画を進められたかといふことを承りたいと存じます。これはたいへん広汎にわたりますので、次会に一條々々々々に対して、政府はどんな考え方で取扱ひになつたかといふことを伺ひたいし、また、次会までにその資料を御整理願つて、御答弁願ひたいと考えております。本日はこれをもつて中止いたします。

○松永委員長 なお本法案に對しましては、相當多数の質問通告もございまして、時間の都合上、これは次会に譲りたいと存じます。

この際委員諸君の御了承を願つておきたいと存じますことは、本法案の取扱ひに對しまして、御承知の通り參議院先議と相なつておりますが、今国会の会期も旬日となつた今日、憂慮いたします点は会期一兩日となつてから衆議院に送付され、本付託となつたものでは、予備審査は行つて参りましたとしても、國民生活に影響するところ、少なくとも本法案でございまして、本日參議院の山下厚生委員長に對し、少くとも会期終了五日前までは、一応経過を當委員會へ御報告賜ひたい旨申し入れましたところ、山下參議院厚生委員長もこれを了とされ、その旨確約されましたから、この点御了承を願ひたいと存じます。

○松永委員長 次に、厚生住宅小委員長より發言を求められておりますので、これを許します。亘四郎君。

○亘委員 先般來問題になつております厚生住宅の案の問題でございまして、御案内のやうに、建設委員會におきまして公営住宅法案といふものができ上りまして、議員提出のものに提案になつて、建設委員會におきましては、すでに委員會を通過いたしました案があるのでもございまして、ところが公営住宅法案と當委員會の厚生住宅法案と、その内容におきまして非常に接近したものであるのでもございまして、同じやうな法案を二つ、別々の委員會から出すといふことは、あまり好ましい結果でないといふやうな御意見もございまして、せつかく建設委員會の方で、すべて完了いたしましたものでございまして、この際厚生委員會の立場といたしましては、いろいろ／＼以前からの経過もございまして、ここに厚生委員會

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所